

## 第2節 121号土坑出土刻書土器について

東野治之

121号土坑から、下記のような籠書きをもつ甕の口縁部が出土している。

(名万呂進カ)

口野国甘楽郡湍上郷戸主物印□□□□

筆画と調整の際の傷とが判別しにくい個所もあり、釈文の確定は困難であるが、一応以上のように読んでおく。年代は、伴出の土器より8世紀中頃から後半と推定されている。

「甘楽郡湍上郷」は、『和名抄』にもみえる上野国の郡郷名であって、その最古の表記例といえ、高山寺本や新出の名古屋市博物館本『和名抄』<sup>(1)</sup>の本文の正しさを裏付けるものである。

また上野国における物部の分布は、近年出土資料の増加によって、多胡・緑野・群馬各郡における分布が確かめられているが<sup>(2)</sup>、この刻書土器によって、8世紀、湍上郷における存在が初めて確認されるのは貴重である。

なお墨書、刻書を問わず、文字をもつ土器の出土例は全国的に珍しくないが、本例のように本貫地名、戸主名の入った例は珍しい。瓦における国郡郷名や戸主名の刻入は、公的負担に関係すると考えられているが<sup>(3)</sup>、刻書土器の場合も、同様な事情が考慮されてよいであろう。例えば福岡県大野城市のハセムシ窯跡からは、調の大甕であることを籠書きした8世紀初めの甕の断片が出土しているが、これには国郡里名や貢進者名がみられる<sup>(4)</sup>調庸縫布における墨書銘や貢進物荷札の記載と同性質の資料である。また墨書である点でやや性質は異なるが、千葉県佐原市吉原三王遺跡出土の墨書土器にも、本貫地らしき地名を冠した人名がみえ、在地での公的負担に関係すると推定されている<sup>(5)</sup>。

いま問題としている刻書土器の場合、税目の記載はなく、出土地が集落跡であることからみて、調庸物などとはかんがえられないが、「戸主」の語の存在も考慮すれば、戸単位に賦課された何らかの貢進物に関わると判断すべきであろう。この土器自体が貢進物であるのか、又は内容物がそうであったのかは不明としても、製作当初から貢進用と意識されていたことは、籠書きという手法から疑いない。在地における賦課の史料として、注目すべきものであり、類例の増加を望みたい。

## 注

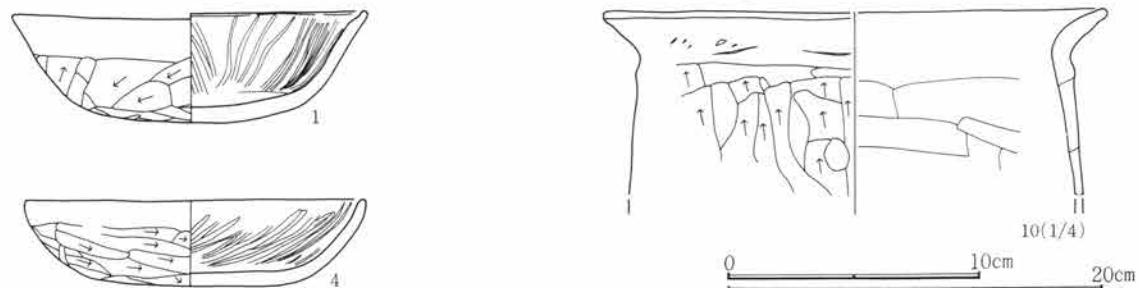
(1) 名古屋市博物館資料叢書2 1992年

(2) 松田 猛 「出土文字資料からみた上野国の古代氏族」『地方史研究』243号 1993年

(3) 森 郁夫 「奈良時代の文字瓦」『日本史研究』136号 1973年

(4) 倉住靖彦 「福岡県ハセムシ窯跡出土の刻書文字」『日本歴史』500号 1990年

(5) 栗田則久・石田広美・平川南「千葉県吉原三王遺跡の墨書土器」、『考古学雑誌』71-3, 1986年



第373図 121号土坑出土遺物



第374図 121号土坑出土刻書士器